平成２２年（フ）第４５３号
千葉県船橋市新高根１丁目７番７号　グランメールコーポ203号
債務者　勝　　育美（旧姓新井・佐藤）
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６８号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番15棟203号
債務者　中田　幸子
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７９号
千葉市美浜区浜田１丁目４番地　日神パレステージ海浜幕張626号
債務者　本田あきな
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２９号
千葉市花見川区長作台２丁目34番６号
債務者　海老　康裕
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３９号
千葉県八千代市吉橋1059番地２
債務者　鈴木のぶ子
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４５号
千葉市稲毛区園生町266番地２　アインズコート稲毛209号
債務者　高橋　浩吉
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４７号
千葉市中央区矢作町478番地サマックス・サンライズ102号
債務者　小藤田麻美子（旧姓鎌滝）
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５１号
千葉県市川市柏井町４丁目314特別養護老人ホーム清山荘、住民票上の住所千葉県市川市平田４丁目11番４号丸大ハウス206号
債務者　高野　晃一
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５３号
千葉県船橋市藤原８丁目９番35号
債務者　関口　爲令
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５４号
千葉県船橋市藤原８丁目９番35号
債務者　関口　妙子
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８１号
千葉市花見川区幕張町３丁目1092番地
債務者　藤原ミツエ
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８号
山梨県都留市中央２丁目６番12号
債務者　三宅　侑也
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
山梨県都留市井倉423番地４
債務者　池田　幸司
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
岐阜市昭和町１丁目16番地５
債務者　加藤　博紀
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
岐阜県本巣市政田2466番地ルミエール大西201号、申立時の住所岐阜県本巣市文殊64番地349
債務者　河合　和子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５号
岐阜県瑞穂市牛牧1497番地１　ニューシティ鹿野201号
債務者　岩瀬　美都
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
岐阜県岐阜市上材木町375番地７　新長良ビル501号室
債務者　安藤　准司
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１８号
岐阜市長良杉乃町５丁目２番地２
債務者　森田千寿代（旧姓粥川）
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所